

特許権	判決年月日	令和２年１１月１８日	担当部	知財高裁第２部
	事件番号	令和２年(ネ)第１００２５号		

○ 発明の名称を「発光装置と表示装置」とする特許権１並びに発明の名称を「発光装置、樹脂パッケージ、樹脂成形体並びにこれらの製造方法」とする特許権２及び３に基づく損害賠償請求につき、特許法１０２条３項所定の「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」を認定した事例。

(事件類型) 損害賠償請求等 (結論) 原判決一部変更

(関連条文) 特許法１０２条３項

(関連する権利番号等) 特許第５１７７３１７号、特許第６０５６９３４号、特許第５８２５３９０号

(原判決) 東京地方裁判所平成２９年(ワ)第２７２３８号・令和２年２月２８日判決

判 決 要 旨

１ 本件は、一審原告が、一審被告において一審被告製品（液晶テレビ）を輸入、譲渡等した行為が一審原告の発明の名称を「発光装置と表示装置」とする特許権１並びに発明の名称を「発光装置、樹脂パッケージ、樹脂成形体並びにこれらの製造方法」とする特許権２及び３（以下「本件特許権１」などといい、それぞれの特許権に係る特許や発明を「本件特許１」、「本件発明１」などという。）を侵害する行為であるとして、一審被告に対し、特許法１００条１項及び２項に基づく一審被告製品の輸入、譲渡等の差止め及び廃棄を求めるとともに、民法７０９条に基づき、特許法１０２条３項所定の実施料相当額の損害賠償金の支払を求める事案である。

２ 原判決は、一審被告製品に用いられているＬＥＤ（以下「本件ＬＥＤ」という。）の本件発明１～３の構成要件の充足性を認め、本件特許１及び２の無効（進歩性欠如、サポート要件違反等）をいう一審被告の主張をいずれも排斥し、本件特許３の無効（新規性欠如、進歩性欠如、明確性要件違反、サポート要件違反等）をいう一審被告の主張を排斥した上、一審原告の損害賠償請求を１７９５万６６４１円及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の損害賠償請求並びに差止請求及び廃棄の請求を棄却した。これを不服として、当事者双方が控訴を提起した。なお、差止請求及び廃棄請求の棄却部分については一審原告が不服を申し立てなかった。

３ 本判決は、原判決と概ね同趣旨の理由で、本件発明１～３の構成要件の充足性を認め、本件特許１～３の無効の主張をいずれも排斥した上、特許法１０２条３項の実施料相当額について、次の旨の判断をして、１億３２００万円及び遅延損害金の支払を求める一審原告の損害賠償請求を全部認容した。

(１) 実施料率を乗じる基礎（ロイヤルティベース）について

特許法１０２条３項の趣旨等に加え、①本件ＬＥＤは直下型バックライトに搭載されて

一審被告製品に使用されていたところ、直下型バックライトは、液晶テレビである一審被告製品の内部に搭載された基幹的な部品の一つというべきであり、一審被告製品から容易に分離することが可能なものとはいえないこと、②ＬＥＤの性能は、液晶テレビの画質に大きく影響するとともに、どのようなＬＥＤを用い、どのようにして製造するかは製造コストにも影響するものであること、③一審被告は、本件ＬＥＤの特性を活かした完成品として一審被告製品を販売していたもので、一審被告製品の販売によって収益を得ていたこと等に照らすと、一審被告製品の売上げを基礎として、特許法１０２条３項の実施料相当額を算定するのが相当である。

(2) 実施料率について

①一審原告は、クロスライセンス以外の形態でＬＥＤメーカーにライセンスを供与することは原則としてなく、特許権が侵害された場合、一審原告の製造するＬＥＤへの置換えが難しい場合には５％より高い実施料率で和解をしており、平成２８年に、本件特許１を含む二つの特許権を侵害するＬＥＤ電球の販売に係る事案で、１０％の実施料率を想定して裁判上の和解をしたこと、②平成１０年度までにおいて、電子・通信用部品分野のうち半導体については、実施料率８％以上の契約が少なからず存すること、③本件発明１～３の特性は、液晶テレビのバックモニタ用の白色ＬＥＤとして大きく活かされるものであったといえ、殊に、本件特許１は、非常に重要な産業上の意味を持つものとして、ＬＥＤ市場の急速な拡大に大きく寄与したものであり、一審原告の業界におけるシェア等にも照らすと、一審被告製品の販売期間において、液晶テレビのバックライト用の白色ＬＥＤについて、一審原告の製品は他の製品に比べてかなり優位な地位にあったこと、以上に加え、特許法１０２条３項の実施料相当額の算定に当たっての一般的な考慮事情や、関連技術分野における実施料率の特徴や幅などの事情を総合すると、本件発明１～３の実施料率は、１０％を下回ることはない相当に高い数値となると認められる。

液晶テレビである一審被告製品は、本件ＬＥＤ以外の多数の部品から成り立っており、上記の実施料率をそのまま適用することは相当ではないが、本件発明１～３の技術は、液晶テレビのバックモニタ用の白色ＬＥＤとして、大きく活かされるものであったということができる上、一審被告製品は、映像美を一つのセールスポイントとするなどして、売れ行きは好調であったのであるから、一審被告製品の売上げに対する本件発明１～３の技術の貢献は相当に大きいもので、一審被告製品の売上げを基礎とした場合の実施料率は、０．５％を下回るものではない。

(3) 一審原告が一審被告に請求し得る額の算定

一審被告製品の総売上高２４９億３３６８万７０３７円に実施料率０．５％を乗じると１億２４６６万８４３５円となり、弁護士費用相当額については一審原告の主張額１２００万円を認めるのが相当であるから、一審原告は、一審被告に対し、少なくとも損害賠償として合計１億３６６６万８４３５円を請求することができる。この金額は、一審原告の請求額を超える。